

和歌山県社会福祉施設等災害復旧費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象（以下、単に「災害」という。）により被災した社会福祉施設等（長寿社会課の所掌に係るものに限る。）の設置者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（平成22年3月15日付け厚生労働省発社援0315第9号厚生労働事務次官通知の別紙。以下「国要綱」という。）、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について（平成22年2月13日雇児発第0213001号、社援発第0213003号、老発0213001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知）及び和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表①欄に定める施設の種類ごとに②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する社会福祉施設等（県内に所在するものに限る。以下同じ。）について、当該設置者が行う災害により被災した当該社会福祉施設等の災害復旧事業とする。ただし、別表①欄のその他の施設については、この限りではない。

(補助対象経費)

第3条 補助対象事業における補助金交付の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、災害により被災した社会福祉施設等の復旧（施設の復旧と一体的に行われる設備の復旧等であって、知事が必要と認めた復旧を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（次に掲げる費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費又は設計監督料等をいい、補助対象経費となる額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）とする。

- (1) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を復旧することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (2) 借用土地及び借用施設に係る災害復旧事業（社会福祉施設等の設置者が当該借用土地及び借用施設に係る維持管理の責任を有すると証明できる場合であって、当該維持管理の責任の範囲内で行うものを除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用

- (4) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るものに要する費用
- (5) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るものに要する費用
- (6) その他災害復旧費として知事が適当と認められない費用
(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 補助対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（設置者が社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と基準額（第5条の規定により知事に協議して承認を得た額をいう。）とを比較して少ない方の額に、別表④欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする災害復旧事業を行う原因となる災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき激甚災害として指定された場合における当該補助対象事業に係る補助金の交付額の算定の際の前項の規定の適用については、同項第2号中「別表④欄に定める補助率」とあるのは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づく指定に係る知事が別に定める補助率」とする。
(事前協議)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、次条第1項の申請を行う前に、あらかじめ、次の表に定める書面により知事と協議して、その承認を得なければならない。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
和歌山県社会福祉施設等災害復旧費補助協議書	別記第1号様式	1部	災害発生の日から30日以内

2 前項の協議は、協議しようとする災害復旧事業が施設整備（施設と一体的に行う設備の整備を含む。）の場合には、当該災害復旧事業に係る補助対象経費の額が80万円以上（保育所に係るものにあつては、40万円以上）でなければならない。

(交付申請書の添付書類の様式等)

第6条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
災害復旧整備申請額	別記第2号様式	2部	別に知事が定める日

内訳書			
事業計画書	別記第3号様式	2部	
歳入歳出予算書（見込書）抄本		2部	
役員名簿（法人の場合）	任意	2部	

2 前項の申請を行うに当たっては、この補助金に係る第9条第4号に規定する消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 第1項の申請に係る補助金の交付の決定をしたときの規則第7条の規定による通知は、和歌山県社会福祉施設等災害復旧費補助金の交付決定について（通知）（別記第4号様式）により行うものとする。

（実績報告書の添付書類の様式等）

第7条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
災害復旧整備精算額内訳書	別記第5号様式	2部	別に知事が定める日
事業実績報告書	別記第6号様式	2部	
歳入歳出決算書（見込書）抄本		2部	

2 前項の報告に係る補助金の額を確定したときの規則第14条の規定による通知は、和歌山県社会福祉施設等災害復旧費補助金の額の確定について（通知）（別記第7号様式）により行うものとする。

（交付申請等の手続の特例）

第8条 この補助金について、精算交付申請を行う場合には、規則第4条の規定にかかわらず、和歌山県社会福祉施設等災害復旧費補助金交付申請書及び事業実績報告書（別記第8号様式）に、次の表に定める書類を添えて行うものとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
災害復旧整備精算額内訳書	別記第5号様式	2部	別に知事が定める日
事業実績報告書	別記第6号様式	2部	
歳入歳出決算書（見込書）抄本		2部	

役員名簿（法人の場合）	任意	2 部	
-------------	----	-----	--

- 2 第6条第2項の規定は、前項の申請を行う場合について準用する。
- 3 第1項の申請については、規則第22条の規定により規則第4条及び第13条の手続を併合して行うものとする。
- 4 第1項の申請に係る補助金の交付の決定をしたときの規則第7条の規定による通知は、和歌山県社会福祉施設等災害復旧費補助金の交付決定及び額の確定について（通知）（別記第9号様式）により行うものとする。
- 5 前項の通知については、規則第22条の規定により規則第7条及び第14条の手続を併合して行うものとする。

（交付の条件）

第9条 補助金の交付には、次の条件を付するものとする。

- （1）補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）別表に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃止してはならないこと。
- （2）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- （3）補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- （4）交付決定後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）が確定した場合（当該仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税等仕入控除税額報告書（別記第10号様式）を速やかに、遅くとも当該交付決定の日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に提出しなければならないこと。この場合において、補助対象事業を行う者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、当該本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告の内容に基づき報告を行うこと。

なお、知事へ報告書を提出した結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

(5) 補助対象事業を行う者が市町村の場合は、この補助金と補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした和歌山県社会福祉施設等災害復旧費補助金調書（別記第 11 号様式）を作成し、当該補助対象事業に係る歳入及び歳出についての証拠書類を整理するとともに（補助対象事業を行う者が市町村以外の者の場合は、この補助金と補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに）、これらの書類を当該補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならないこと。

(6) 市町村以外の者が、補助対象事業を行うために締結した契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けていないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附にあつては、この限りでない。

(7) 補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結したいかなる契約においても、契約の相手方が当該建設工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾していないこと。

(8) 市町村以外の者が補助対象事業を行うために締結した契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠していること。

(9) この補助金に係る補助金の交付と補助対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けていないこと及び受けてはならないこと。

(10) この補助金の交付の際に付した条件に違反した場合は、この補助金の全部又は一部を取り消すことがあること。

（算定方法及び手続の特例）

第 10 条 特別の事情により第 4 条に定める算定方法及び前 4 条の規定による手続によることができない場合は、あらかじめ知事の承認を受けた上で、その承認を受けた算定方法又は手続によることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 7 日から施行し、平成 29 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 19 日から施行し、平成 30 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 2 月 15 日から施行し、平成 30 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年8月24日から施行し、令和8年度の補助金から適用する。

別表

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助率
1 介護福祉士養成施設	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条	市町村（中核市を除く。以下同じ。）及び社会福祉法人	3／4
2 老人福祉施設等 （1）老人デイサービスセンター	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第2項	市町村、社会福祉法人及び民間法人（社会福祉法人を除き、営利法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人等（法人の種別を問わない。）） （ただし、認知症対応型デイサービスセンターに限る。）	3／4
（2）老人短期入所施設	老人福祉法第15条第2項	市町村、社会福祉法人及び民間法人（ただし、虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイに限る。）	3／4

(3) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム	老人福祉法第15条第3項又は第4項	市町村及び社会福祉法人	3 / 4
(4) 軽費老人ホーム (A型)	老人福祉法第15条第5項	市町村及び社会福祉法人	3 / 4
(5) 軽費老人ホーム (B型)	老人福祉法第15条第5項	市町村及び社会福祉法人	3 / 4
(6) 軽費老人ホーム (ケアハウス)	老人福祉法第15条第5項	市町村、社会福祉法人及び民間法人	3 / 4
(7) 都市型軽費老人ホーム	老人福祉法第15条第5項	市町村、社会福祉法人及び民間法人	3 / 4
(8) 老人福祉センター (A型)	老人福祉法第15条第5項	市町村及び社会福祉法人	2 / 3
(9) 老人福祉センター (特A型)	老人福祉法第15条第5項	市町村及び社会福祉法人	2 / 3
(10) 老人福祉センター (B型)	老人福祉法第15条第5項	市町村及び社会福祉法人	2 / 3
(11) 老人福祉施設付設作業所	老人福祉法第15条第5項	市町村及び社会福祉法人	2 / 3
(12) 在宅介護支援センター	老人福祉法第15条第2項	市町村、社会福祉法人、医療法人及びその他知事が認めた者	3 / 4
(13) 認知症高齢者	老人福祉法第14条	市町村、社会福	3 / 4

グループホーム		祉法人及び民間法人	
(14) 在宅複合型施設	平成6年9月14日老計第120号厚生省老人保健福祉局長通知「在宅複合型施設の整備について」	市町村及び社会福祉法人	3 / 4
(15) 生活支援ハウス	平成12年9月27日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」	市町村、社会福祉法人、医療法人及びその他知事が認めた者	3 / 4
(16) 小規模多機能型居宅介護	老人福祉法第14条	市町村、社会福祉法人及び民間法人	3 / 4
(17) 夜間対応型訪問介護ステーション	老人福祉法第14条	市町村、社会福祉法人及び民間法人	3 / 4
(18) 介護予防拠点	平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長、老発0912第1号厚生労働省老健局長、保発0912第2号厚生労働省保険局長通知「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援 臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金 の運営について」	市町村、社会福祉法人及び民間法人	3 / 4
(19) 地域包括支援センター	介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第2項又は第3項	市町村、社会福祉法人及び民間法人	3 / 4
(20) 定期巡回・随	老人福祉法第14条	市町村、社会福	3 / 4

時対応型訪問介護看護事業所		祉法人及び、民間法人	
(21) 看護小規模多機能型居宅介護事業所	老人福祉法第 14 条	市町村、社会福祉法人及び民間法人	3 / 4
(22) 介護老人保健施設（併設される通所リハビリテーション事業実施部分を含む。）	介護保険法第 94 条第 1 項（同法第 41 条第 1 項及び第 72 条第 1 項）	市町村、社会福祉法人、医療法人及びその他知事が認めた者	3 / 4
(23) 介護医療院（併設される通所リハビリテーション事業実施部分を含む。）	介護保険法第 107 条第 1 項（同法第 41 条第 1 項及び第 72 条第 1 項）	市町村、社会福祉法人、医療法人及びその他知事が認めた者	3 / 4
(24) 訪問看護ステーション	介護保険法第 70 条第 1 項	市町村、社会福祉法人、医療法人及び非営利法人	1 / 3
3 その他施設（国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるものをいう。）	別途厚生労働大臣が定める基準等	市町村、社会福祉法人又は日本赤十字社	2 / 3 から 3 / 4 まで